

さいたま市スポーツ協会における使途不明金について（第3報）

公益財団法人さいたま市スポーツ協会

1 経過説明

令和8年6月25日に第2報でお知らせして以降、7月13日に当協会職員の三浦宏樹（みうら こうたつ）が逮捕され、警察での捜査が進められています。当協会では、令和8年4月1日から5月15日までの会計処理について精査し、令和7年度分と合わせ、被害額がまとまり、被害届を提出し、受理されました。

2 被害届について

7月27日に業務上横領での被害届を、浦和西警察署へ提出しました。

3 被害額について

約 3, 578万円

※第2報での、約 3, 500万円との違いは、令和8年度分を精査した結果によるもの。

4 その他

引き続き、警察の捜査に全面的に協力し、再発防止策及び組織のガバナンスの再構築について取り組んでいきます。